財政経営部

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監查対象 財政経営部

3 事前調査期間平成30年5月22日から平成30年5月30日まで4 監査期間平成30年7月25日から平成30年7月27日まで

5 監査対象年度 平成29年度

6 監査対象事項 財務事務等

7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重

点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問

により行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部6課等(中間組織は所管する所属に含める)の主な業務内容及び職員数(平成30年4月1日現在)は、次のとおりである。

【財政課】

財政計画の策定、予算の編成・執行調整、資金の調達・計画・運用、起債、地方交付税、 財政状況の公表・調査、財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、減債基金、まちづ くり事業基金、市立四日市病院整備基金に関する業務等を所掌する。

(職員10名)

【行財政改革課】

行財政改革の推進、新地方公会計制度、指定管理者に関する業務等を所掌する。

(職員3名)

【管財課・総合会館】

市有財産の総括事務、普通財産の管理・処分、市有財産の保険・共済、公共用地の取得に係る連絡調整、不動産登記事務、借地・借家・借料、市有林の管理・処分、財産区、土地開発基金、総合会館、本町プラザ、新丁ひろば駐車場、庁舎・附属施設・諸設備の維持管理・軽易な修繕、電話交換、庁中取締り・防火管理、共用自動車の管理・配車管理、自動車の修繕・車体検査・点検・整備・車庫の管理、庁用自動車の運転資格の認定、共用自動車の運行月報、自動車重量税に関する業務等を所掌する。

(職員7名、再任用職員1名、嘱託職員1名)

【市民税課】

税務政策の企画・調査、税収資料の収集・税務統計、市税犯則事件、市税に係る争訟、固定資産評価審査委員会、税関係書類の閲覧・証明、ふるさと納税、市民税課・資産税課・収納推進課の事務事業の調整、個人市民税・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・事業所税の調査・賦課・調定、自動車臨時運行許可に関する業務等を所掌する。

(職員26名、再任用職員4名)

【資産税課】

償却資産・土地・家屋に係る評価・賦課、特別土地保有税の賦課、固定資産税・都市計画税・特別土地保有税の調定、国有資産等所在市町村交付金に関する業務等を所掌する。

(職員27名、再任用職員2名)

【収納推進課】

市税の収納管理・督促、課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理、市税過誤納金の還付・充当、県民税の払込み、納税思想の普及向上・納税奨励、口座振替の推進、納付委託、市税の徴収・督励・滞納処分、分納誓約の履行管理、交付要求、税外債権の徴収・督励・滞納処分、債権管理推進本部、三重地方税管理回収機構との連絡に関する業務等を所掌する。

(職員23名、再任用職員1名、嘱託職員7名)

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務 執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、許認可等の事務の状 況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見 受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じ るよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

(1) 支出事務について

支出負担行為書において、支出負担行為日の誤りが見受けられた。不備のない適切な事務 処理を行うこと。

上記対象課~【市民税課】【資産税課】

(2) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 臨時職員関係書類において、日付の記載漏れ。

上記対象課~【財政課】【管財課・総合会館】

イ 回議付せんにおいて、必要事項の記載漏れ。

上記対象課~【市民税課】【資産税課】

<各課個別事項>

【財政課】

<各課共通事項>にある事項の他は、特になし。

【行財政改革課】

特になし

【管財課】

<各課共通事項>にある事項の他は、特になし。

【市民税課】

(1) 現金等の管理について

レターパックについて、残数の確認が毎日されていなかった。不備のない適切な事務処理 を行うこと。

(2) 支出事務について

負担金補助及び交付金の支出において、請求書に住所の記載漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

(3) 文書管理について

旅行命令の関係書類において、四日市あすなろう鉄道と記載すべきところ近鉄と記載されていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【資産税課】

(1) 契約事務について

予定価格を超えた見積金額並びに消費税及び地方消費税相当額が計上されない契約金額で 契約が締結されていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【収納推進課】

特になし

2 意 見

く各課共通事項>

- (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について
- ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】

上記対象課~【財政課】【管財課】【市民税課】【収納推進課】

- イ 依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】
 - * 過労死の労災認定基準:発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課~【財政課】【市民税課】

(2) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の業務 上の知識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったこと 上記対象課~【財政課】【管財課】【市民税課】【資産税課】

<各課個別事項>

【財政課】

(1) 公債費について

実質公債費比率(*)は年々改善されてきたが、「行財政改革プラン2017」の目標値 (7.5%以下)にやや届かない結果(7.8%)となった。今後も公債費の平準化を考慮 しながら、財源の調達に努めること。 【改善事項】

* 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

(2) 基金の創設について

公共施設の老朽化への対応のため、新たに基金を設置するとのことである。今後の基金の大きな柱となるものであり、将来的な負担を平準化させ、市民にとっての負担が軽減されるような運用を目指すこと。

【要望事項】

(3) 資金運用について

他会計への短期貸付けなど市全体としての資金の有効活用について検討がなされている。 短期の資金調達の手段とはなり得るが、まずはそれぞれの会計において、会計間の貸付を必要としないような財政運営に努めること。 【要望事項】

(4)補助金の見直しについて

負担金補助及び交付金については、継続して見直しを行っているが、一般社団法人及び一般財団法人への運営費補助などに注意を払いながら、引き続き整理を行っていくこと。

【要望事項】

(5) 予算要求時期の見直しについて

予算編成時には連続1か月以上の勤務が発生している。予算編成は前年度決算や中期財政収支見通しを踏まえて、例年10月に翌年度当初予算の編成方針を策定し、これを受け各課は予算要求作業に入ることとなるが、予算編成にかかる事務の効率化のため、経常的な経費については先に要求させるなど、当初予算要求の時期の前倒しについて検討すること。

【要望事項】

(6) 人財育成について

当課の業務は、各所属の業務のポイントを上手く掴んで、それを咀嚼したうえで、数字化していくという作業を極めて短時間で行う必要がある。より円滑な予算編成を行うためにも、経験の浅い職員に対しては十分にサポートを行っていくこと。 【要望事項】

(7) 四日市市時間外勤務適正化対策本部について

ア 時間外勤務時間の縮減に向けて全庁的に取り組んで行くため、総務部を所管する副市長を本部長として、他の1人の副市長、各部長で組織されている。庁内組織ではあるが、どれくらいの効果が出ているのか客観的に把握する必要があると考える。評価者を明確にしたうえで、その評価方法について検討すること。 【要望事項】

- イ 管理職の時間外勤務については、データすらなく実態を把握できない状況であるため、長時間労働による労働環境のリスクが見えなくなっている。管理職の時間外勤務も把握したうえで、全体としてのリスク管理に努めること。 【要望事項】
- (8) 繁忙期における勤務体制について

繁忙期においては、土、日を含め連続して1か月以上の勤務がなされる場合があるとのことである。所属長は職員の健康維持のために、繁忙期においても休日を取得できるようなマネジメントを行うこと。 【改善事項】

【行財政改革課】

(1) 任務目的及び活動指標について

当課は、昨年度まで財政経営課の課内室としてあった公会計・行財政改革推進室が今年度から課として組織された所属であることから、課としての任務目的及び活動指標が定まっていない。行財政改革の推進に向け、その達成度を測ることができる任務目的及び活動指標を定めて、着実に業務を遂行していくこと。

【改善事項】

(2) 人員体制について

当課の業務は、行財政改革プランにおける目標達成の進捗管理や財務書類の作成などであり、専門的な知識・技術とともに経験の積み重ねと市政全体を見渡した広い視野からの判断力が求められる。職員3人という少ない体制であるが、そうした能力をフルに発揮して懸案事項に対処していくこと。

【要望事項】

(3) 国の地方制度改革に係る情勢の把握について

内閣府に設置されている地方制度調査会において調査審議されている地方制度に関する重要事項など、国における地方制度改革に係る議論状況について、引き続き情報収集をしっかり行うとともに、担当課へその情報を提供することにより、制度改革があったときにスムーズに対応できるよう準備をしておくこと。

【要望事項】

- (4) 新地方公会計制度について
- ア 地方公共団体における会計制度において、財政の透明性を高めるため、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報を補完するものとして複式簿記による発生主義会計の導入が求められ、平成28年度決算(平成29年度作成)から「統一的な基準」による財務書類を作成し公表しているが、今までの単式簿記による決算との見比べが難しい。市民に対して本市の財政状況を説明する資料は、それぞれの長所を生かした、わかりやすいものとすること。
- イ 財務書類の1つである行政コスト計算書について、部門別及び施設別の計算書の作成に取り組んでいる。施設別行政コスト計算書の作成にあたっては、施設において提供されるサービスがどれぐらいの使用料等の収入で賄われているか、減価償却費などの現金の支出を伴わないコストがどれぐらいあるかなどを見える化するとともに、市民一人ひとりにコスト意識を持ってもらえるように、これを使って本市の財政状況をわかりやすく説明していくこと。

人口減少社会を迎え、公共施設は将来的に統廃合及び集約化の方向に向かっていくなかで、 施設別行政コスト計算書の指標等を活用しながら、施設担当課とも連携して施設のマネジメ ントを推進していくこと。 【要望事項】

(5) 指定管理者制度について

- ア 公の施設の管理につき指定管理者制度を導入するにあたっては、指定管理者が提供するサービスとその対価である収益との間にバランスが取れているかを見極めることが重要であり、 そのような見極めができる職員を育成すること。 【改善事項】
- イ 公の施設の管理における指定管理者を選定するときには、指定管理者が提案する事業の実現可能性について、その事業に要する経費の範囲内で本市が求める良質なサービスの提供が確実になされるかどうかという視点ももって、引き続き厳正な審査を実施するとともに、計画に沿って事業が適切に実施されているかについて進捗管理を行うこと。 【要望事項】
- (6) 財務会計システムのリプレースについて

現在使用している財務会計システムについてリプレースを検討しているとのことであるが、 リプレースするときには、事務効率を下げることがないよう、できる限り本市の条例や規則 等に合ったシステムとすること。

【要望事項】

【管財課·総合会館】

- (1) 財産管理について
- イ 公有財産関係課に対し、所管する全ての公有財産を毎年度末に実査するよう指導している。 一方で管財課が所管する多くの公有財産については、数年かけて実査を行うに留まっている。 公有財産についての実査のあり方、基準を明確にし、遵守すること。 【改善事項】
- ウ 市全体で膨大かつ多様な財産を保有しており、限られた人員で適正に管理していくには難 しい状況にある。これらの財産を市で保有し続けることの意義について、市民目線により検 討すること。
- (2) 石碑の管理について

市有地に設置されている管理者が不明な石碑がたくさん存在するが、地震による倒壊が心配されるところである。管財課から土地所管部局に対し、年間に一度実査による調査・点検を行ったうえで、倒壊等の危険性がある場合には最低限の安全措置だけは講ずるよう指導を行っており、管財課は各部局から文書により管理状況の報告を受けている。しかし、安全管理の徹底のため、全体の一元的な台帳作成について検討すること。ただし、対象数が非常に多く、実査・管理業務の量も膨大となるため、管理方法等の整理を行うこと。【要望事項】

- (3) 公共施設アセットマネジメントについて
- イ 平成31年度に行う予定の「個別施設計画策定に向けた各施設のあり方検討」においては、 今後の人口減少に伴う施設の統廃合による集約化・複合化の観点や、行財政改革課が作成し ている施設別の行政コスト計算書と連携して検討すること。また、この内容については、将 来の人口、利用状況、維持管理コスト等について、数値で分かりやすく説明して市民の理解

【市民税課】

(1) 地方税の知識の習得について

税額計算はほとんどG-Partner(総合住民情報システム)により自動化されているが、職員は手計算で算出できるくらいの知識を持つべきであるので、算出の根拠となる地方税法などの法令等についての理解を深めるため研修などの取組みを行うこと。

【要望事項】

(2) 職員配置について

市民税課は新規採用職員が毎年数人配置されるため、全体的に市職員としての経験年数の少ない職員が多いことから、時間外勤務の原因となっていると考えられる。一方で市民の税金を扱うという責任ある業務経験も重要であることから、所属長は現在の職員配置のバランスが適正かどうか分析を行い、人員要望を行っていくこと。

【要望事項】

(3) 未申告者への調査について

ア 個人市民税未申告者について、税務署等から資料を取り寄せて確認を行ったり、未申告者に申告書を送付したりして対応を行っているが、効率性やコストの面から訪宅による調査は行っていないとのことである。所得税の情報で把握できない未申告者についても、税負担の公平性が損なわれないよう、他市の取組みも参考にして調査に努めること。 【要望事項】 イ 法人市民税について、市外に本店を置く法人が市内に初めて設置した事業所等の把握ができるよう調査方法を検討し、未申告法人の数が少なくなるように努めること。 【要望事項】

(4) 課税誤りの発生防止について

課税誤りが発生した場合は、その誤りが発生する要因について分析を行い、ヒヤリ・ハット的な例も集積して課内で共有することで、課税誤りの発生を防止すること。【改善事項】

(5) 税務政策の企画及び調査について

事務分掌に「税務政策の企画及び調査に関すること。」とあるが、日常業務に追われる中で十分に機能していない。現在は市税収入が安定しているが、今後普遍的な財源の確保が必要になった場合や特定の事業に係る財源の確保が必要になった場合に備えて、法定外目的税など他市の政策を調査・研究しておくこと。 【要望事項】

(6) 東京事務所との連携について

本市の歳入に大きな影響を及ぼす税制について、東海地区税務協議会を通じて関係省庁への要望活動を行っている。加えて、東京事務所をさらに活用して、税制に関する情報収集や要望活動をより活性化すること。

【要望事項】

(7) ふるさと応援寄附金について

平成29年度の本市への寄附金額は約1,914万円であるのに対し、本市の市民が他自 治体へ寄附をおこなったことによる控除額は約2億5,370万円と大きく乖離がみられる。 この収支差を縮めるため、返礼品を継続する場合は、本市の企業の魅力的な産品についての 情報や首都圏のニーズに関する情報を把握できるよう、シティプロモーション部や東京事務 所など全庁的な連携を行い、よりよい返礼メニューについて研究すること。 【要望事項】

(8)納税思想について

税務署などの関係機関と連携して取り組む小中学校等での租税教室へ講師派遣を行ってい

【資産税課】

(1) 人財育成について

ア 建築技術の多様化、高度化に伴い、より専門的な知識や経験が必要な大規模な新築家屋について、固定資産家屋評価業務を外部委託している。委託をすればより適正な課税につながり、コスト的にも安くなるが、こうした専門的知識は業務上必要であり、外部委託により職員の資質の向上や維持が疎かになり、人財の希薄化につながるおそれがある。委託した場合は、評価のノウハウを市にしっかり還元し、情報共有を図ること。 【要望事項】

イ 家屋調査については2人を原則としているが、調査データの入力についても、1人ではなく、同行したものが再度チェックすることにより、誤りの件数を減らすとともに入力項目の 選択に必要な専門的な知識の取得につなげることを検討すること。 【要望事項】

(2) 空き家に対する課税について

最近増加している空き家に対する課税について、老朽化の具合等、建物の状況によって判断しているとのことだが、引き続き空き家の現況を十分確認したうえで、課税対象となる家屋に当たるかどうかを適正に判断するとともに、市民に説明ができるようにすること。

【要望事項】

(3) 課税誤りの発生防止について

課税誤りは、1件でも市民からの信頼に非常に与える影響が大きいため、原因をしっかり 分析し、結果を蓄積して情報共有することで、課税誤りの発生を防止すること。

【改善事項】

(4) 法定相続人調査について

所有者が死亡した固定資産の法定相続人調査を行っており、一部について外部委託している。今後、単身高齢者世帯が増加すると調査件数も増えると想定されることから、外部委託による調査と職員による調査のコストを比較するなど、今後の調査のあり方を検討すること。

【要望事項】

【収納推進課】

(1) 嘱託職員の育成について

滞納の初期段階にある者に対する電話催告「さわやかコール」を平成14年から実施しており、その業務を7人の嘱託職員が担っている。この7人の嘱託職員の勤続年数は、16年の者が4人、7年の者が1人、3年の者が2人となっており、知識や技術の継承がスムーズになされるか懸念がある。知識や技術は、経験により最も効果的に習得できるものであると思われるため、人財育成は計画的に実施すること。 【改善事項】

(2)債権管理について

ア 清算結了の登記がなされ法人格が消滅した法人だけでなく、清算結了の登記はないが、調査の結果、事実上の清算結了状態にあると判断した法人についても、納税義務の消滅事由に該当するものとして、不納欠損処理をしている。法人における事実上の清算結了状態の有無(将来の事業の再開の見込み)については、税負担の公平性の観点を踏まえて、慎重に見極

めること。 【要望事項】

イ 市税債権の不納欠損処理に関する起案文書に、納税義務の消滅事由に関する調査の結果が 明瞭に記載されていない事例が見受けられた。起案文書に調査結果を明瞭に記載すること。

【改善事項】

(3) 滞納者対策について

個人市民税については、所得に応じて税額が定められており、個人の担税力を勘案したものとなっている。このことを踏まえ、滞納者には、とりわけ特別徴収をしている給与所得者との公平性を損なうことのないよう対応していくこと。 【要望事項】

(4) 還付加算金について

市税の過誤納金を還付し、又は充当する場合に発生する還付加算金については、地方税法において過誤納金の区分に従い算出基礎となる期間が詳細に定められている。還付加算金の支出事務を担当する当課において地方税法の規定に精通することにより内部牽制の役割も果たし、適正な還付加算金の交付に努めること。

【要望事項】

(5) 生活困窮者に対する納付相談について

生活困窮者に対しては、個々の事情に合わせたきめ細かい納付相談の実施に努めているが、一部の市民には型どおりの対応に感じられることもあることから、これからも引き続き相談しやすい環境づくりを心がけていくこと。 【要望事項】

(6) 新しい納付方法について

今後、更に高齢化が進んでいくということを考えると、コンビニエンスストアや銀行などの窓口に出向かなくても自宅において納付手続ができるクレジットカード収納などは、市民のニーズがある納付方法である。クレジットカード収納も含めて、これからの市民ニーズにあった新しい納付方法について、それを導入したときの費用対効果も踏まえたうえで、研究を続けていくこと。

【要望事項】

(7) SNS等を活用した納税の周知について

市税の納期限と口座振替による納税の推進を周知するため、従来の広報よっかいちへの掲載やケーブルテレビでの放映のほかに、平成29年度からはSNSや電子掲示板への掲載を開始した。これらの新しい媒体を活用した周知について更なる充実を図っていくこと。

【要望事項】

平成29年度の市税収納率は、現年度分が99.3%、滞納繰越分が35.7%であり、全体で98.0%という高い数字を達成し、これは昭和54年度以降の最高値であるとともに県下14市の中でもトップであった。このような収納率を実現することができた当課の取組みについて高く評価する。